



SSKS 療育ねっとわーく川崎

2015年9月20日発行
No.180 (2800部)
NPO法人
療育ねっとわーく川崎
発行者 江川 文誠
編集者 谷 みどり



みんなの伝言板

ご感想は e-mail : kouhou@rond.jp までどうぞ
☆編集メンバー 遠藤・佐藤・谷・七瀬・前田・和田

テーマ「日本の精神障害者を取り巻く障害福祉サービスはどこへ行くのか？」

2015年10月17日(土) 10:00~17:00
横浜市健康福祉総合センター(「桜木町」駅前)
10:00受付開始
10:45開会行儀
11:00~12:00(＋質疑応答)
・基調講演「～近年の障害福祉サービス施策の変遷～」
講師：上智大学人間科学部社会福祉学科教授 大塚 晃先生
(以降、主催者からのリクエスト)
①総合支援法の改正から見える制度の方向と課題、
②社会保障と障害福祉サービスの変化と動向、
③障害者自立支援法から10年、何が変わり、どこへ行くのか
13:00~14:00
・行政説明 講師：厚生労働省担当官
14:15~16:45
・シンポジウム「障害のある人が町で暮らし続け、働き続け

るために～日本の精神障害者を取り巻く障害福祉サービスはどこへ行くのか？」
コーディネーター：東京家政大学人文学部教育福祉学科教授 上野 容子先生
シンポジスト①：「就労系事業所について」全Aネット理事長 久保寺 一男氏*神奈川県平塚市の就労施設、全国で就労継続支援A型事業所改善へ
シンポジスト②：「グループホーム、生活訓練等について」あみ副代表 戸高 洋充氏*神奈川県藤沢市の総合施設(就労支援+生活支援+グループホーム+居住支援)
シンポジスト③：「精神障害者のホームヘルプ、相談支援について」日精連代表理事 武田廣一氏*高知県の総合支援施設

定員：300人
参加費：会員1,500円、非会員2,000円、
当事者・一般市民800円
*問い合わせ・申込み：青柳 智夫
E-mail : aoyagi6@myagent.ne.jp

こんなとき どうするの

■どうしてできたのですか

この法律は、障害者権利条約を批准するために必要な国内法整備の一環として規制されました。ということかという、障害者権利条約を批准するには、日本の福祉制度では水準が低すぎるため、当事者団体から批准を急がないよう要望が出ていました。そのため国は、障害者制度改革を行い、障害者虐待防止法の施行や、この障害者差別解消法の整備を行うことにより、やっと障害者権利条約も批准することができました。とはいえ障害者差別解消法が成立したことは、障害者やその家族及び関係者にとって悲願であったと言ってもよいと思います。ただ、法律ができたことで直ちに障害者差別が解消されるわけではありません。私たちが、この法律を活用し、これは差別だと今まで我慢し続けてきた日常の苦労や不満を発信していかなければ、この法律の意味はなしません。

Q 来年の4月から、障害者差別解消法が施行されるようですが、どんな法律なのでしょう。…障害当事者がお答えします。

■どんな法律ですか

そこで、この法律の要点を抜粋し簡単に記してみますので、ご参考にしてくださいだけばと思います。

- 1 法律の基本的な位置づけと目的
なにか差別かを具体化するということ。
- 2 基本方針の策定
行政機関等及び事業者が行わなければならないことに関する基本方針を策定します。

- 3 差別解消のための措置
この時、あらかじめ障害者その他の関係者の意見を反映させなければいけないとされています。
- 4 合理的配慮不提供の禁止
障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、必要かつ合理的な配慮をしななければならないものとされて

- 5 啓発活動
情報の収集、整理及び提供
- 6 障害者差別解消支援地域協議会の設置
国及び地方公共団体は、関係機関

今月号の目次

- 1 療育ねっとわーく川崎にも条例を！「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(案)」……………2
- 2 療育ねっとわーく川崎にも条例を！「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(案)」……………2
- 3 療育ねっとわーく川崎にも条例を！「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(案)」……………3
- 4 サポートセンター Rond から……………4
- 5 明日香のたまご……………5
- 6……………6

(本誌は会員のみ配布)

摂食・嚥下困難を持つ人への対応を見直してみませんか？

知的障害をもつ方に、自立、社会参加を目指すことは、第一ですね。そのことを支える「摂食のこと」「体の動き」を見直していませんか。早食い？ 偏食？ 食に集中できない？ 両頬内になにか含んでいる？ 食べる姿勢？ 白いご飯しか食べない！ その訳は何でしょう？ 高齢化、重度化、今更どうにもならないでしょうか。

特定非営利活動法人フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

<摂食指導・専門研修>

- 1. 開催日：2015(平成27)年11月1日(日)10:00~16:00
- 2. 会場：ウィリング横浜
- 3. 募集対象者：障害者、高齢者等の支援、介護、摂食指導、調理等に係る方。
- 4. 募集人員：40名(演習形式のため限定)
- 5. 参加費：4,500円
- 6. 申し込み：別紙申し込み用紙により、Faxにて申し込んでください。
- 7. 研修内容

午前10:00~12:00

専門研修「摂食嚥下困難をもつ人への対応」—今までの指導事例を振り返って—
講師：芳賀デンタルクリニック院長 芳賀 定 先生(歯科医師)

・歯科クリニックで多くの方に治療・指導をされ、全国で活躍されておられます。
午後13:15~15:45

専門研修「摂食嚥下困難に対する理学療法的視点」

講師：横浜市総合リハビリテーションセンター 理学療法士 永井 志保 先生
(日本摂食・嚥下リハビリテーション学会認定士)

・理学療法士(P.T)の観点から、摂食指導を見直すとは、どのようなことでしょうか。
担当 松田・繁(つなぎ)

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内

電話：045-311-8742 Fax：045-324-8985

Eメール：jimukyoku@kenshikyou.jp HP：http://www.kenshikyou.jp/

会員・賛助会員募集

(連絡先) 〒214-0014 川崎市多摩区登戸2981 サポートセンターRond
Tel 044-930-0160 Fax 044-930-0128 e-mail: tani@rond.jp http://rond2981.jimdo.com/
(会費振込先) 郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費2500円 賛助会費一口2000円

等により構成される「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができ、障害を理由とする差別に関する情報の交換、障害者からの相談及び事例を踏まえた協議並びに差別解消のための取り組みを行うとともに、同地域協議会を構成する機関等に対し、事案に関する情報の提供及び意見の表明その他の必要な協力を求めることができます（すでに他地域では設置されています）。

5 施行

この法律は、2016（平成28）年4月1日から施行されます。

と抜粋するとこのようになりますが、重要なのは法律の目的にある通り、何が差別かをこれから決めるということです。そのため今、私たちが声を出さないとガイドラインと称するものが出来上がってしまいます（三年後に見直す必要があります）。

■当事者や家族は、どうすればいいのですか

川崎市は当事者及びその家族・関係者に対し、上記のガイドライン策定や相談体制の整備、普及啓発活動

他の合理的理由が有る場合を除いて、以下の行為をしてはならないとしています。

(1) 福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他

不利益な取扱いをすること。

(2) その意に反して障害者支援施設への入所や共同生活援助への入居を強制すること。

(3) 不動産の取引を行う場合において、

不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸しを行わないこと。

(4) 医療を提

を行っているのかよく分かりません（調べた限りでは見当たりません）。しかし、ここで傍観しているわけにはいきません。今のところ、ここだという窓口がありませんので、障害者差別解消法が成立したという事実をもとに、区役所や基幹型及び地域型の相談支援センター等に、差別だと思っていることや、これは差別なのか等々疑問に感じingことを、行

川崎にも条例を！

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(案)」

公益財団法人川崎市身体障害者

協会は、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(案)」（略称「障害者差別禁止条例」）を作成し、川崎市議会で取りあげられるよう活動されています。附則と具体的な差別禁止の行為を挙げられています。

全文掲載は、紙面の都合でできませんので、附則と具体的な差別禁止の行為として挙げられた第7条を要約してご紹介します。全文をお知りになりたい方は、パソコンメールであれば添付してお送りします。

政機関に聞いてみるという行為を行っていきましょう。なお、冒頭でも触れていますが、この障害者差別解消法は法律であり、障害者権利条約の方が法律より優先され条約に沿って、法律訂正を要求できるということです。

地域活動支援センターGDPかわさきセンター長 佐藤紀喜

tanj@rond.jpへご連絡ください。

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(案)」（略称「障害者差別禁止条例」）附則

基本的人権が尊重される差別のない自由で平等な社会の実現は、人類全ての悲願であり、障害の有無にかかわらず、全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。また、障害のある人もない人も、等しく基本的人権を享受する個人としてその

尊厳が重んぜられる社会の実現は、全ての人間の共通の願いである。しかしながら、今なお、障害のある人に対する障害を理由とする不利益な取扱いが存在している。また、障害のある人の社会参加や自立を制限する物理的な障壁、誤解や偏見と言った意識上の障壁等様々な社会的障壁も存在している。

このような状況を踏まえ、我々は、障害及び障害のある人に関する事身近な課題と捉え、障害の有無にかかわらず、誰もが共に学び生きるという意識を育み、障害を理由とする差別的言動その他の権利利益を侵害する行為をなくすとともに、全ての市民の障害への理解を深めるための取組が必要である。

ここに、我々は、障害のある人もない人も、ともに安心して暮らすことが出来る川崎市づくりを指して、この条例を制定する。第2章 障害を理由とする差別の禁止 第7条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(どの項目も、障害のある人に対して、その生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その

ア 医療の提供を行わないこと。
イ 希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。
(5) 教育を行う場合において

ア 障害のある人の年齢及び能力かつ特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要と認められる適切な指導又は支援を講じないこと。

障害者夕方支援 進展求め再度請願書提出

市民団体「現行制度に限界」



今年3月の市議会で全会一致で可決された障害者の学校卒業後の支援充実をめぐり、田島支援学校に子どもを通わせていた保護者らでつくる「障がい者の夕方支援を考える会（伊東悦子代表）が9月1日付で市議会に再び請願書を提出した。同会は6月に独自アンケート調査を実施。「現行制度でやりくりするには限界。夕方支援は待たなしの問題であることが浮き彫りになった」ことから、通所施設への助成金支援などを求めた。

3月の市議会で全会一致で可決されたことを受け、市側は夕方支援の課題は認識しており、ニーズの把握に努め検討していくとの方針を示した。伊東さんは「行政、議会に夕方支援の必要性を認識していただきたい」と意義を強調する。同会は行政の適切な施策に役立ててもらおうと、6月に川崎区の通所施設利用

者や田島支援学校高等部保護者、川崎市内日中一時支援事業所、川崎市委託相談支援センターにアンケートを行った。

保護者の声から「日中一時預かりや移動支援、安心見守りなど利用できる人がいる一方で利用したくても対応できる事業所がない、ヘルパーがいらない人もいる」という現実が浮き彫りにな

川崎市議会

請願書を提出した伊東代表右から2番目

■夕方支援をめぐる経緯

一般的に高校生以下の障害者は中高生タイムケア事業、放課後等デイサービス事業で午後6時頃まで家庭以外の場で過ごすことができる。一方で、高校を卒業し生活介護施設等に通うようになると、午後3時半頃には帰宅するようになり、仕事を辞めざるを得ない保護者もいるという。保護者の負担が増えるケースもある。こうした状況を打破するため、伊東さんらは昨年12月に会を発足。2月には支援の充実を求めた請願を提出し、3月の市議会で全会一致で採択された。

タウンニュース川崎版9月18日号

明日香のたまてばこ



みなさん、今日は。暑い暑いと言っていたら、あつという間に涼しくなってしまうました。もう秋？ですかねえ……。秋と言えば天気が良い爽やかでお出かけ日和というイメージがありますが、秋雨という長雨の時期でもあります。今年はこの時期が早かったのか、8月の終わりから雨が多くて多くて……。外出出来ない日がたくさん。風邪を引いてしまったのもあり、余計に家にいたような気がします。元気が取り柄の私が風邪を引くなんて！体調管理頑張ろう！！ GDPへも殆ど行ってないんです。何故か木曜は雨が多いんですよね。いい加減行かせてよー！！

この夏といえば、8月にゆずのスタジアムライブへ行って来ました。ちょうど一年前、妹に誘われて初めてライブというものに行きました。興味がないわけではなかったのですが、そこまで行ってみたいアーティストがいなかったのと、色々面倒くさいので……。こう見えて面倒くさがり屋です。私も妹の影響で嫌いだはないので、姉妹3人で埼玉スーパーアリーナまで行って来ました。そ

こでライブの良さ楽しさにはまってしまい、今年も行くと思いで返事をしたんです。

当日は、すごいいい天気！野外ライブなので本当に晴れて良かったよ。でも暑い……。開場の30分前には来てくれと言われ、お昼に家を出発。今年新しい車椅子で出陣だ。

横浜スタジアムはもちろんお初！どんな感じかなと、ワクワクドキドキ。現地に着くと開場まで何時間もあるのに、ライブにきたであろう人でいっぱい。車椅子メンバーもポツポツ。中からはリハーサルで歌っているのが聞こえてきたりして、もう始まる前からテンションMAXでした。

開場し、いよいよ中へ。なんとアリーナ席！車椅子アリーナ席は一段高くなっていて、周りが立ってもステージが見えるようになっていました。三時間近く、野外ライブを満喫しました。叫びすぎて声が……。やはり、ライブは良いですね。来年も行くぞー！！

鈴木明日香

療ねひろば

■療ねひろば
9月16日に開催 テーマは「相談してみたい事…支援してもらいたい事」
次回報告します。

【いれならの日程】

- ①10月7日（水） 映画会 みんなの学校 多摩市民館大ホール
- ②10月18日（日） BBQボランティア交流会
- 於…よみうりランド バーベキューパーク JUUJU
- ③10月21日（水） 療ねひろば 10:30～ センター
- ④12月3日（木） 15周年記念 江川理事長講演会
- 於…アンシエCHACO 向ヶ丘遊園タワービル

佐藤 良子

オープンカフェ

GDPってどんなとこ
なんか行きづらいな
等々思っているみなさん、まずは

GDPにきてみませんか



お茶・コーヒー・ジュース&お茶菓子
セットで ¥150-

を、ご用意して
メンバー・スタッフ一同お待ちしております。

- 東日本震災支援 山田町物品販売
- GDPかわさき メンバー作品展
- GDPかわさき バス物語上映会

【お問い合わせ先】

214-0014 川崎市多摩区登戸 2974-1
療育ねっとわーく サポートセンター内
地域活動支援センターGDPかわさき
Tel 044-455-7468 Fax 044-455-7498
E-Mail gdp.kawasaki@rond.jp

■クレッシェンド

■厚労省が来訪、ヒアリングに

はじめまして、エチュードの金子です。文章作成やキャラクター企画を担当しています。さて少し前の話になりますが、厚生労働省の方々とお話しする機会がありました。川崎市独自の制度「通学サポート」について、その実態を知りたいとのこと。最近まで高校生だった私がその制度を説明することになりました。ヒアリングでは、車椅子生活になった小学生時代の話から始めました。その後、順を追って高校を卒業するまでの通学状況を細かく説明し、学校生活で得たもの、感じたことを交えながら通学サポートの必要性を訴えました。

厚労省の方々は私と同席した谷さんへサポートセンターの代表の話に熱心に耳を傾けて、話し合いは一時間以上に及びました。障害福祉政策について多々不備があると指摘されていますが、こうして現場の声を参考に、今後の政策が当事者のニーズに即したものであることを期待したいですね。

〈文・金子文俊〉



本連載はGDP内で活動するエチュードが担当しています。

青年の夕方支援・・・

タイムケアや放課後等デイサービスができたことで、学齡児の放課後の状況は大きく変わり、就労されるお母さんも増えてきました。

しかし、学校を卒業すると、「生活介護施設」の退所時間は、15時30分と早くなり、延長支援があっても月に1回程度で、みなさんご苦労をされています。

「お通夜があるのだが、みてもらえないか」「通所から早く帰ってくるので、もう一度ドライブなどに連れていかないと納得しない」「母が通院したいが、お迎え時間が心配で行かれない」などの声を受け、サポートセンターロンドでは、設立当初から、学校や通所施設後の対応を必要な支援として、夕方のサポートを受ける努力を続けてきました。

2008年度からは、短期入所事業開設と同時に、泊を伴わない日中短期入所としての制度利用が可能になり、川崎市独自の入浴加算などもつけられました。

現在、36名の方が登録され、月曜

から金曜日まで、毎日8名〜10名の方が利用されています。麻生区2・多摩区3・高津区2・宮前区4・中原区1、ロンドを除く12か所の生活介護施設の方が利用され、2か所を除き、送迎車で施設へのお迎えも実施しています。

各施設から夕方集まってもらえ、入浴や食事をされて寛いでおられる様子を見ると、ご家族にとっても、このようなく、ご本人にとっても、このような時間が、とても大切だと思っています。ロンドでは、「○曜クラブ」と呼んでいます。

ちなみに、必要とされている支援ですが、成人の夕方支援は、ロンド以外では、数か所の事業所が実施しているだけです。理由はいろいろあると思いますが、介護報酬単価のあまりの低さも一因ではないかと思えます。

試みに、同じ4時間未満の設定で、「生活介護」との報酬単価を比較してみます（生活介護は4時間未満だと70%・日中短期入所は生活介護の

	生活介護	日中短期入所
区分6	1278 単位×0.7	223 単位×0.8
区分5	959 単位×0.7	189 単位×0.8
(例)行動障害加算	3720 円	4分の1に減算

後だと80%に減算されます）

この他にも、生活介護については、もろもろの加算があるのですが、それを度外視しても、同じ時間を支援して、日中短期入所は生活介護の4分の1の報酬にもなりません。夕方支援を利用される方は、区分5以上の方が多く、1対1での対応が必要な方がほとんどです。

4時間での介護報酬が区分6の方で2800円以下の現状では、施設費を入れなくても、時給が労基法の最低賃金を大きく下回るようになります。サポートセンターロンドでは当然のことながら、毎月大幅な赤字が続いていて、本当に心苦しいのですが、今以上の方のご希望を受け入れることができません。他の施設での受け入れが広がることを切望しています。

今回、南部のお母さんたちから、成人の夕方支援の要望書が、ち密な実態調査などの資料を付記し川崎市

サポートセンターロンドから

サポートセンターロンドでは、2015年度の方針として、職員の研修活動に力を入れています。

《1月の夏に、職員が参加した研修会》

■7月2日
福祉職員のための自分を守る感染対策「やるべきこと」「やってはいけないこと」講師：川崎市健康福祉局健康安全部健康危機管理担当等

■7月11・12日
障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 in 京都

感想：新しい居住の場としてのシェアハウスや制度改正、消防法の説明などこれからのホームづくり

役立つお話しや、熱い実践を語る当事者と支援者。

川崎に在るだけではだめだ、という思いを強くしました。

西宮社会福祉協議会の清水さんの報告。「ひとり一人、今ここで自分らしく自分の物語を生きていく主体者 このまちで、共々の物語を生きていく共生舞台としてのグループホーム。」当事者も支援者もともにホームを作り上げていく主体であるということに、共感。今後のホームづくりがわいてくる研修だった。

■7月13日
介護職・福祉職なら知っておきたい障害者総合支援法の理解と実践
重度訪問介護の対象拡大について・共同生活介護と共同生活援助の一元化について等

■8月1・2日
日本相談支援専門員協会関東ブロック全体集会 in 新潟

感想：相談支援事業の現況把握（全国的情勢）と課題は悪・整理・今後の動向等の洞察に役立った。
・入所施設から地域移行にたいしての母の質問に対して、「周りは本人

議会に提出されました。

9月18日に開かれた川崎市議会での意見交換会には、ロンドからも参加し、夕方支援をしている事業所の現状として、上記のことを要約して発言しました。議場を埋めた南部のお母さんたちの切実な声に励まされ、今までの取り組みが間違っていないかったという思いも強くしてきました。

夕方支援のための一つの方策として、地域生活支援事業の日中一時支援系の介護報酬の増額を川崎市にお願いしたいです。

障害者の夕方支援 保護者「拡充」要望

市議らと意見交換

障害者施設に通う18歳以上も支援拡充を求める請願を上の夕方預かり支援拡充を市議会に提出している。市議ら18日、市議会を訪れ、主要4会派の議員や市の担当者らと意見交換した。保護者らは、助成制度を整備して市内の通所施設に預かり時間の延長を促し、「親の就労継続や高齢の保護者の負担軽減に努めてほしい」と要望した。



市議（手前）と意見交換する障害者家族ら 川崎市議会

■8月18日

具体策を学ぶ！事故発生予防のポイントとリスク管理体制
講師：岩永美穂

■8月24日
主催：神奈川福祉サービス振興会
障害者グループホームサービスの振り返り研修会

感想：障害者の支援とサービス向上を実際の事例などを聞いて、取り組み方の参考にできた。

■9月3・4日
全国重症・心身障害日中活動支援協議会中部地区研修会

「在宅重症・心身障害児（者）の地域生活における課題と展望

ドキュメンタリー映画「普通に生きる」で話題になった富士市にある生活介護事業所であらうと開催。

映画鑑賞・パネルディスカッション・施設見学。感想：それぞれの地域ごとのサポート内容や制度を知ることができた。重症心身障害児（者）はただ介護を受ける存在から、社会での働きをどのように認知してもらえ、小林氏のことばが響いた。私たちの大きい役割だと痛感した。

